

2026年 3月 1日

栗本鐵工健康保險組合
理事長 藤本



[公 告]

任意継続保険料算定の基準となる平均標準報酬月額について

令和8年度(2026年4月～2027年3月)の任意継続の保険料算定の際の基準となる、当健康保険組合の平均標準報酬月額(前年9月末現在の平均標準報酬月額)について、下記の通りとなりますのでお知らせします。

記

	新(2026年4月～2027年3月)	旧(2025年4月～2026年3月)
平均標準報酬月額	500,000円	470,000円

(計算式)

2025年9月末現在

標準報酬月額総計 ÷ 加入者数 = 平均標準報酬

941,980,000円 ÷ 1935人 = 486,811円

標準報酬月額 500,000円(485,000円～515,000円)

以 上